

鳥取県域水道料金及び下水道使用料徴収システム
共同化に係る情報提供依頼書（RFI）

令和7年8月

鳥取県公営企業システム共同化協議会

目 次

1. R F I の概要	2
2. スケジュール（予定）	2
3. 情報提供の依頼事項	3
4. R F I の参加方法	3
5. R F I に関する質問と回答	3
6. 提案資料等提出方法	3
7. R F I における情報・資料の取扱い	4
8. 提出・問い合わせ先	4

1 RFI の概要

(1) 件名

鳥取県域水道料金及び下水道使用料徴収システム共同化に係る情報提供依頼 (RFI)

(2) 目的・内容

本業務は、水道料金および下水道使用料徴収システムの共同化と、それに伴う納付書等の帳票類の統一を通じて、導入費用および運用費用の削減を図り、事業運営の効率化および適正化を実現することを目的とするものです。

この目的を達成するため、本 RFI (情報提供依頼) により、広く情報の提供を求めます。

ア 今回構築を予定しているシステムは、データセンターが提供するクラウド環境上に構築し、カスタマイズを極力抑えた構成を前提とすることで、業務の最適化を図るとともに、長期的な IT コストの抑制および安定的なシステム運用の実現を目指しています。構築を予定しているシステムでは、高いセキュリティが確保された回線を利用いたしますが、現時点では LGWAN 以外の回線^{※1}を利用したシステム構築を想定しています。

※1 LGWAN 回線を利用するシステムをご提案いただく場合には、「LGWAN 回線を利用した場合」と「その他の回線を利用した場合」の2パターンのご提案をお願いいたします。

イ システムの基本構成は、水道料金および下水道使用料 (公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業等)、水道メーター管理、給水工事管理とし、パッケージシステムを原則とします。

ウ 各事業体で運営している事業の内訳については、別紙2「事業体別事業一覧」をご参照ください。

エ 各事業体の運用開始時期は、以下のとおりです。

(ア) 智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、南部町、伯耆町、日野町・・・令和10年11月 (本運用は令和10年12月予定)

(イ) 米子市、倉吉市・・・令和11年3月 (本運用は令和11年4月予定)

オ 各事業体が希望するクライアント (またはアカウント) 数およびデータ量を示す数値等については、別紙8「基本情報確認表 (料金システム)」^{※2}をご参照ください。

カ 基本機能以外に、各事業体が個別に追加を希望している機能については、別紙9「事業体別機能要件クロス表 (料金システム)」^{※2}をご参照ください。

キ 各事業体がシステムの運用開始に合わせて導入を希望している機器類については、別紙10「導入機器類確認表 (料金システム)」^{※2}をご参照ください。

※2 各システムの構築や見積に必要な情報につきましては、本 RFI への参加をご希望いただいた後に、個別にご提供いたします。

2 スケジュール (予定)

令和8年6月～令和8年9月 プロポーザル公募・実施、業者選定、業務委託契約締結

令和8年10月～令和10年10月 システム構築

令和10年11月 試行運用 (第1期)

令和10年12月 運用開始 (第1期)

令和11年3月 試行運用 (第2期)

3 情報提供の依頼事項

クラウド型の水道料金及び下水道使用料徴収システム共同化（又は共同調達）について以下の情報のご提供をお願いいたします。

- （1）各事業体とクラウド型システムを接続する際のイメージ図
- （2）提案製品の資料（システムの動作要件・機能がわかる資料、セキュリティ対策、保守・業務支援の方法、導入実績など）
- （3）必要経費（現行システムからの移行作業費用や研修費用も含まれます。）、契約形態（リース、購入など）、契約年数
- （4）契約形態が購入またはリースの場合における、保守等に必要な経常経費
- （5）必要経費については、事業体ごとに明記してください。また、オプション等により追加される機能については、その単価も明記してください。
- （6）様式 4「会社概要・導入実績」および別紙 4「上下水道料金システム機能要件書（案）」

（1）（2）※ 2 参照）に基づく回答

4 RFI の参加方法

- （1）本 RFI に参加いただける事業者は、電子メールの本文に以下の事項を記載のうえ、様式 1「RFI 参加表明書」を添付し、「8 提出・問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送信してください。
- （2）メールの件名には、「鳥取県域水道料金及び下水道使用料徴収システム共同化 RFI への参加希望」と明記してください。
- （3）メール本文には、「事業所名」、「担当者名」、「住所」、「連絡先」をご記入ください。
- （4）本協議会事務局へのメール受信を確認次第、その旨をご返信いたします。なお、翌営業日になっても本協議会事務局からの返信がない場合は、「8 提出・問い合わせ先」に記載の電話番号までご連絡ください。

5 RFI に関する質問と回答

- （1）RFI に関する質問書は、すべて電子メールにてご提出ください。送信先は、「8 提出・問い合わせ先」に記載のメールアドレスとなります。
- （2）質問書は、様式 3 に準じて作成してください。
- （3）メールの件名には、「鳥取県域水道料金及び下水道使用料徴収システム共同化 RFI に関する質問」と記載のうえ、送信してください。
- （4）質問書の提出期限は、令和 7 年 9 月 2 4 日（水）正午までとします。
- （5）ご質問への回答は、令和 7 年 1 0 月 1 日（水）正午に米子市上下水道局ホームページに掲載いたします。

6 提案資料等提出方法

- （1）提案資料の形式

- ア 資料は日本語で作成し、電子媒体にて提出してください。提出の際は、「事業所名」、「担当者名」、「住所」、「連絡先」を明記してください。
- イ 電子媒体によるファイル形式は、Microsoft Office 2019 以上で読込可能な形式とし、添付する資料等については、PDF 形式での提出も可とします。保存媒体は CD-R または電子メールへの添付ファイルとしてください。
- ウ 電子メールでの提出する場合は、「8 提出・問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送信してください。
- エ 郵送等で提出される場合は、発送後、「8 提出・問い合わせ先」に記載の電話番号までご連絡ください。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 4 時まで

7 RFI における情報・資料の取扱い

- RFI において提供を受けた情報および資料については、次のとおり取り扱うものとします。
- (1) 本 RFI は、事業の実現可能性に関する技術面や費用面の情報を広く収集することを目的として実施するものであり、将来の業者選定等に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 本 RFI において、本協議会から資料の提供を受けた場合、RFI 終了後にその返却を求めることがあります。
- (3) 本 RFI に対してどのような提案があった場合でも、それによって将来の契約を保証するものではありません。
- (4) 提出された資料等の内容について、後日、本協議会より照会や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (5) 本 RFI の実施に要する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (6) 提出された提案書・資料等は、原則として返却いたしません。
- (7) 提出された提案書・資料等は、提供者の同意なく第三者に提供することはありません。
- (8) 提出された提案書・資料等の内容は、今後実施予定のプロポーザルにおける仕様等に反映させていただく場合があります。
- (9) 各予定や機能要件書等は現時点での案であり、今後内容が変更される可能性があります。

8 提出・問い合わせ先

〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

鳥取県公営企業システム共同化協議会事務局

(米子市上下水道局経営企画課経営戦略担当内)

担 当 伊 原 諭

電話番号 0859-32-9915 (直通)

FAX 番号 0859-23-3530

E-mail suido-tyousei@city.yonago.lg.jp